

### 35. 簡易専用水道検査状況

- ・簡易専用水道とは市町村等の水道事業者から供給される水だけを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるものをいいます。
- ・簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた機関等に管理に関する(水質検査、清掃状況等)検査を受けなければなりません。

平成23年度

地方事務所	検査対象 施設数 A	検査実施 施設数 B	受検率 (%) B/A	助言 施設数 C	助言率 (%) C/B	地方事務所 等への報告 施設数
佐久	392	269	68.6	156	58.0	0
上小	208	159	76.4	104	65.4	0
諏訪	255	226	88.6	123	54.4	0
上伊那	124	26	21.0	7	26.9	0
下伊那	74	26	35.1	9	34.6	0
木曾	29	23	79.3	14	60.9	0
松本	395	354	89.6	191	54.0	0
北安曇	53	34	64.2	16	47.1	0
長野	141	106	75.2	52	49.1	0
北信	118	61	51.7	42	68.9	0
長野市 保健所	445	317	71.2	173	54.6	0
合計	2,234	1,601	71.7	887	55.4	0